

# 監 査 結 果 報 告 書

定 期（財 務）監 査 結 果 報 告

行 政 監 査 結 果 報 告

令和6年8月

苅 田 町 監 査 委 員

# 目 次

## I 定期監査

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 第1 監査の目的                    | 1 |
| 第2 監査の方法                    | 1 |
| 1 監査の主な着眼点                  | 1 |
| 2 監査の重点項目                   | 1 |
| 3 監査の実施期間及び対象機関等            | 1 |
| 第3 監査の結果の概要                 | 2 |
| 第4 各重点項目の監査結果               | 2 |
| 1 修繕料、委託料及び工事請負費に係る契約事務について | 2 |
| (1) 監査の内容                   | 2 |
| (2) 監査の視点                   | 2 |
| (3) 監査の結果及び意見               | 2 |
| 2 負担金、補助金、助成金等の交付事務について     | 2 |
| (1) 監査の内容                   | 2 |
| (2) 監査の視点                   | 3 |
| (3) 監査の結果及び意見               | 3 |
| 3 財産について                    | 3 |
| (1) 監査の内容                   | 3 |
| (2) 監査の視点                   | 3 |
| (3) 監査の結果及び意見               | 3 |

## II 行政監査

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 第1 監査の概要              | 4  |
| 1 監査の種類               | 4  |
| 2 監査のテーマ              | 4  |
| 3 監査の趣旨               | 4  |
| 4 監査の対象               | 4  |
| 5 監査の着眼点              | 4  |
| 6 監査の重点項目             | 4  |
| 7 監査の方法               | 5  |
| 8 監査の実施期間及び対象機関等      | 5  |
| 第2 監査の結果について          | 6  |
| 第2-1 ふるさと納税に係る事務      |    |
| 1 ふるさと納税制度の概要         | 6  |
| 2 ふるさと納税に伴う寄附及び税控除の状況 | 6  |
| 3 ふるさと納税に係る事務         | 10 |
| 4 監査の意見               | 10 |

第2－2 地域集会所新築補助金及び改修等補助金交付に係る事務

- 1 地域集会所新築補助金及び改修等補助金制度の概要・・・・・・・・・・ 1 1
- 2 地域集会所新築補助金及び改修等補助金の交付状況・・・・・・・・・・ 1 2
- 3 監査の意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2

## I 定期監査

### 第1 監査の目的

地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和5年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、適正・適切に行われているかについて、「荏田町監査基準」（令和2年荏田町監査委員告示第3号）に準拠して監査を実施した。

### 第2 監査の方法

監査の方法は、事前に提出を受けた資料について関係職員から説明を受け、質疑応答の方法で実施した。

また着眼点及び重点項目については以下のとおりとした。

#### 1 監査の主な着眼点

- ① 法令に従って適正に執行されているか
- ② 経済的、効率的かつ効果的に執行されているか
- ③ 組織・運営の合理化に努めているか

#### 2 監査の重点項目

- ① 修繕料、委託料及び工事請負費に係る契約事務について
- ② 補助金、負担金及び助成金等の交付事務について
- ③ 財産について
  - ・財産（土地・建物等）の管理
  - ・出資による権利
  - ・債権の管理状況

#### 3 監査の実施期間及び対象機関等

- ① 実施期間 令和6年6月18日～令和6年8月16日
- ② ヒアリング日程及び対象機関

| ヒアリング日程 |    | 対象機関                                   |
|---------|----|----------------------------------------|
| 7月4日    | 午前 | 消防本部、総合行政委員会事務局、議会事務局、農政課、農業委員会事務局、会計課 |
|         | 午後 | 財政課、施設管理室、税務課、総務課                      |
| 7月5日    | 午前 | 子育て・健康課、都市計画課                          |
|         | 午後 | 企画課、デジタル推進室、生涯学習課、学校教育課                |
| 7月8日    | 午前 | 交通商工課、土地区画整理課、危機管理室                    |
|         | 午後 | 環境課、住民課、人権男女共同参画室、建設課                  |
| 7月9日    | 午前 | 福祉課、上下水道課                              |

### 第3 監査の結果の概要

各重点項目について、関係書類の提出を求め監査した結果、概ね財務に関する事務は適正に執行されていると認められた。また検討・改善を要する事務処理も一部見受けられたため、各重点項目の監査結果を踏まえ、今後より一層、適切な事務の執行に努められたい。

### 第4 各重点項目の監査結果

#### 1 修繕料、委託料及び工事請負費に係る契約事務について

##### (1) 監査の内容

地方公共団体の事業執行にあたって、工事の請負や必要な物品・サービスの調達、その多くが契約によってなされるものであり、契約のあり方は行政の適正かつ効率的な執行において重要な役割を果たすものである。また、財源が税金によって賄われるものであるため、競争性を基本とし、公平性、透明性、経済性の確保が重要となる。さらに地域活性化の観点からは、地元企業が受注し地域経済に貢献することも求められており、この点も踏まえ調達がなされる必要がある。

上記を踏まえ、今回の監査は、所管課が締結した契約事務が経済的かつ効率的で、法や内部規範に基づき適正に執行されていたかについて聞き取りにより検証を行った。

##### (2) 監査の視点

- ① 契約事務は適正で、経済的かつ効率的か
- ② 随意契約の理由は法令に照らして適正か
- ③ 契約変更の理由や手続きは適正か

##### (3) 監査の結果及び意見

監査を行った結果、契約事務については概ね適正なものであったが、次の通り改善・検討すべき事項が見受けられた。

工事請負契約及び委託契約において、物価及び人件費上昇を理由として、前年度より金額が増加している契約が多くみられた。経済動向によっては今後も価格がさらに上昇する可能性があるため、予算作成や設計にあたっては市場価格を綿密に調査した上で積算し、見積書が提出された際には適正価格であるか精査するなど経済性の確保に努められたい。

なお、工事請負契約については、今年度も着手後に設計変更を余儀なくされたことに伴う契約変更が見られた。契約変更にあたっては、工事設計等契約変更事務取扱要項を遵守し、発注にあたって事前の計画及び調査を綿密に行い、工期中みだりに設計変更が生じないように注意するよう努められたい。

#### 2 負担金、補助金、助成金等の交付事務について

##### (1) 監査の内容

##### ① 負担金について

負担金は、法令に基づいて支出が義務付けられている負担金のほか、地方公共団体が任意で加入している各種団体等に対する負担金や研修参加の負担金等がある。負担金の支出にあたっては、その目的が明確であり、かつ公益上の必要性を有するものを対象とし、経済的かつ効率的な支出に努めていく必要がある。

このため、各課が支出している負担金について、適正に交付が行われているかについて聞き取りにより検証を行った。

② 補助金、助成金等について

補助金、助成金等については、法で「地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されており、町は公益上必要があると認めた場合にのみ、特定の事業や活動を助長、奨励するために、反対給付なく補助金を支出することができるものである。

このため、各課の補助金等交付について、その性質や目的、効果に照らして適正に交付が行われているかについて聞き取りにより検証を行った。

(2) 監査の視点

- ① 負担金支出の目的・効果は適正か
- ② 補助金・助成金支出の目的・効果は適正か

(3) 監査の結果及び意見

負担金や補助金・助成金等の支出については、主に前年度から増加や減少があった項目について聞き取りを行ったが、概ね適正なものであった。

なお、2年連続で実績が無い補助金も見られた。今後の補助金交付にあたっては、効果や必要性等について、十分な検討を行ったうえで交付するよう努められたい。

### 3 財産について

(1) 監査の内容

財産については、法で「財産とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。」と規定されており、町が保有する次の財産を対象として、財産が適正に管理され、有効活用が図られているかについて聞き取りにより検証を行った。

- ① 財産（土地・建物等）
- ② 出資
- ③ 債権

(2) 監査の視点

- ① 財産の管理は適正か（売払い、買取、出資、債権管理等）

(3) 監査の結果及び意見

財産については、今回の監査では主に前年度から増加や減少のあった項目について聞き取りを行い、概ねその管理は適正なものであった。

ただし土地などの維持管理には経常的な費用を要するため、売却や維持管理コストの低減策等を検討し、経済的・効率的な管理に努められたい。

## II 行政監査

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の種類

地方自治法第199条第2項及び荏田町監査基準に基づき、監査テーマ及び重点項目等を定めて行政監査を実施した。

#### 2 監査のテーマ

行政監査は、次のテーマを選定し実施した。

- ① ふるさと納税に係る事務
- ② 地域集会所新築補助金及び改修等補助金交付に係る事務

#### 3 監査の趣旨

- ① ふるさと納税制度は平成20年度の地方税法改正により導入された制度であり、全国的にも寄附件数や寄附金額は年々増加傾向にあり、本町においてもふるさと納税による寄附金額等は近年増加傾向にある。しかし、本町への寄附金額から経費や他市町村への寄附による住民税の減収額を控除した収支はマイナスの状況が続いている。

そこで、ふるさと納税に係る事務について適正で効果的・効率的な取組となっているのかについて検証を行った。

- ② 補助金は町税などの貴重な財源で賄われており、交付手続きは法令に基づき適正になされることが必要である。特に各区の地域集会所においては、老朽化した建物が見受けられるなど、新築及び修繕等に係る補助金の必要性が高まっていると考えられる。

そこで、これまで交付した地域集会所新築補助金及び改修等補助金において、区に対する指導や交付事務が適切に行われているのかについて検証を行った。

#### 4 監査の対象

- ① ふるさと納税に係る事務  
平成30年度から令和5年度までのふるさと納税寄附金等
- ② 地域集会所新築補助金及び改修等補助金交付に係る事務  
平成31年度から令和5年度に交付した当該補助金

#### 5 監査の着眼点

監査は、それぞれの対象について、次の視点から検証を実施した。

- ① 法令に従って適正に執行されているか
- ② 経済的で、効率的かつ効果的に執行されているか

#### 6 監査の重点項目

- ① ふるさと納税について、現状の把握と必要な改善策を探るため、次の2点を重点項目とし検証を行った。
  - a ふるさと納税寄附金額等の収支状況について
  - b ふるさと納税における返礼品等の事務の状況について
- ② 地域集会所新築補助金及び改修等補助金交付に係る事務処理について、現状の把握と必要な改善策を探るため、次の事項を重点項目とし検証を行った。
  - a 補助金の交付における区への指導や交付事務手続について

7 監査の方法

監査では、あらかじめ担当課に対して照会を行い、提出された調査票の確認や聴き取りを行った。

8 監査の実施期間及び対象機関等

1 実施期間 令和6年6月18日～令和6年8月16日

2 ヒアリング日程及び対象課

| ヒアリング日程      |           | 対象機関 |
|--------------|-----------|------|
| ふるさと納税事務     | 7月4日（木）午後 | 総務課  |
| 地域集会所補助金交付事務 | 7月4日（木）午後 | 総務課  |

## 第2 監査の結果について

### 第2-1 ふるさと納税に係る事務

#### 1 ふるさと納税制度の概要

ふるさと納税制度は、都道府県・市町村に対する寄附金のうち2,000円を超える部分について、一定限度額まで所得税と個人住民税から全額が控除（ワンストップ特例制度を利用した場合は個人住民税のみから全額が控除）されるもので、寄附を受けた自治体の多くは寄附者に対して地元の特産品等の返礼品を送付している。また近年、一部自治体でふるさと納税の獲得のため返戻割合を高めるなど過度な返礼品競争を招いたことから、平成31年度税制改正によって「返礼品割合を3割以下にする」「返礼品を地場産品にする」「基準を守らない自治体には税制上の優遇措置を適用しない」等という新たな制度に移行されている。

#### 2 ふるさと納税に伴う寄附及び税控除の状況

##### (1) ふるさと納税寄附金（受入）の状況

平成30年度以降の寄附状況を見ると、全国的な返礼品競争の過熱化に伴う税制改正などの影響によって寄附件数、寄附金額ともに減少傾向で推移していたが、令和3年度以降は返礼品の見直し等によって増加傾向となっている。

令和5年度の寄附金額は98,294,000円で前年度に比べ77.4%の増加となっており、その要因について担当課では、返礼品に「おむつ」を追加したことや返礼品情報を掲載するポータルサイトを増やしたことによる効果であると分析している。

| 年度     | 件数     | 寄附金額        | 増減率    |
|--------|--------|-------------|--------|
| 令和5年度  | 3,657件 | 98,294,000円 | 77.4%  |
| 令和4年度  | 2,806件 | 55,412,000円 | 237.8% |
| 令和3年度  | 1,216件 | 16,403,000円 | 2.9%   |
| 令和2年度  | 1,295件 | 15,934,000円 | △21.8% |
| 平成31年度 | 1,821件 | 20,370,000円 | △46.3% |
| 平成30年度 | 2,669件 | 37,925,000円 | △58.7% |

(2) 委託料や返礼品に要する経費等の状況

令和5年度におけるふるさと納税に係る経費のうち、代行事業者に支出するふるさと応援委託料は 15,598,096 円、返礼品支出額は 25,701,877 円で、令和5年度ふるさと納税寄附金額 98,294,000 円からそれらの経費を差し引いた寄附金額を算出すると 56,994,027 円となっている。

なお返礼品の調達に要する支出額は、国が定めた基準である寄附金額の3割以下となっている。

| 年度     | ふるさと納税<br>寄附金額 (a) | 経 費               |                         |                    | 経費を除いた<br>寄附金額<br>(a - d) |
|--------|--------------------|-------------------|-------------------------|--------------------|---------------------------|
|        |                    | ふるさと応援<br>委託料 (b) | 返礼品支出額<br>(c)<br>(割合※)  | 小 計<br>(d = b + c) |                           |
| 令和5年度  | 98,294,000 円       | 15,598,096        | 25,701,877 円<br>(26.1%) | 41,299,973 円       | 56,994,027 円              |
| 令和4年度  | 55,412,000 円       | 8,546,110 円       | 15,704,696 円<br>(28.3%) | 24,250,806 円       | 31,161,194 円              |
| 令和3年度  | 16,403,000 円       | 2,405,146 円       | 4,226,040 円<br>(25.8%)  | 6,631,186 円        | 9,771,814 円               |
| 令和2年度  | 15,934,000 円       | 2,232,776 円       | 4,265,616 円<br>(26.8%)  | 6,498,392 円        | 9,435,608 円               |
| 平成31年度 | 20,370,000 円       | 2,871,194 円       | 6,139,835 円             | 9,011,029 円        | 11,358,971 円              |
| 平成30年度 | 37,925,000 円       | 5,183,780 円       | 11,545,773 円            | 16,729,553 円       | 21,195,447 円              |

※割合＝返礼品支出額 (c) ÷ ふるさと納税寄附金額 (a) × 100

(3) 他市町村へのふるさと納税寄附金等の状況

他市町村に対するふるさと納税寄附金額の推移を見ると、令和3年度以降は増加傾向であり、令和5年中の寄附金額は 143,214,000 円、寄附額に対する令和6年度課税における町民税控除額 (町民税減少額) は 70,521,000 円で、前年度と比べ控除額は 20.8%増加している。

| 年度     | 他市町村へのふるさと<br>納税寄附金額 | 町民税控除額       | 増減率   |
|--------|----------------------|--------------|-------|
| 令和6年度  | 143,214,000 円        | 70,521,000 円 | 20.8% |
| 令和5年度  | 119,071,000 円        | 58,361,000 円 | 26.2% |
| 令和4年度  | 96,482,000 円         | 46,252,000 円 | 37.6% |
| 令和3年度  | 70,699,000 円         | 33,602,000 円 | 44.8% |
| 令和2年度  | 49,610,000 円         | 23,200,000 円 | △5.4% |
| 平成31年度 | 53,797,000 円         | 24,525,000 円 | 65.7% |
| 平成30年度 | 32,053,000 円         | 14,802,000 円 |       |

※「他市町村へのふるさと納税寄附金額」は前年の1月から12月の寄附金額

(4) ふるさと納税における収支状況

返礼品等の経費を除いた寄附金額から他市町村へのふるさと納税寄附金に対する町民税控除額を差し引いた収支を見ると、令和 5 年度収支は△1,366,973 円であり前年度よりマイナスが13,723,833 円縮小している。なお平成 30 年度以降 6 年間の収支の累計額は△60,824,939 円となっている。

| 年度       | 経費を除いた寄附<br>金額 (a) | 町民税控除額<br>(b) | 収支<br>(a - b) |
|----------|--------------------|---------------|---------------|
| 令和 6 年度  | —                  | 70,521,000 円  | —             |
| 令和 5 年度  | 56,994,027 円       | 58,361,000 円  | △1,366,973 円  |
| 令和 4 年度  | 31,161,194 円       | 46,252,000 円  | △15,090,806 円 |
| 令和 3 年度  | 9,771,814 円        | 33,602,000 円  | △23,830,186 円 |
| 令和 2 年度  | 9,435,608 円        | 23,200,000 円  | △13,764,392 円 |
| 平成 31 年度 | 11,358,971 円       | 24,525,000 円  | △13,166,029 円 |
| 平成 30 年度 | 21,195,447 円       | 14,802,000 円  | 6,393,447 円   |

(5) 県内市町村のふるさと納税の状況

県内市町村の状況について、総務省が取りまとめた『令和 6 年度ふるさと納税に関する現況調査』の令和 5 年度の「寄附金額」、「募集等に要した費用」、「令和 6 年度課税分市町村税控除額」の数値を基に、各市町村の費用を除いた寄附金額や収支（令和 5 年度の費用を除いた寄附受入額から令和 6 年度課税市町村税控除額を引いた金額）の状況を算出してみると、収支がマイナスとなる市町村は 6 団体となっている。

| 福岡県内市町村のふるさと納税の状況 |                |               |               |               | 単位：円            |  |
|-------------------|----------------|---------------|---------------|---------------|-----------------|--|
| 市町村               | 令和5年度受入額・費用の実績 |               |               | 令和6年度課税分      | 収支              |  |
|                   | 寄附金額 a         | 募集等の費用 b      | 費用を除いた寄附金額 c  | 市町村民税控除額 d    | (c－d)           |  |
| 1 北九州市            | 2,283,397,750  | 1,141,662,672 | 1,141,735,078 | 3,404,351,875 | △ 2,262,616,797 |  |
| 2 福岡市             | 1,928,907,866  | 901,700,044   | 1,027,207,822 | 9,650,917,247 | △ 8,623,709,425 |  |
| 3 大牟田市            | 222,125,000    | 111,005,290   | 111,119,710   | 166,355,660   | △ 55,235,950    |  |
| 4 久留米市            | 1,784,201,129  | 890,539,865   | 893,661,264   | 851,917,564   | 41,743,700      |  |
| 5 直方市             | 1,053,337,600  | 536,144,636   | 517,192,964   | 81,217,011    | 435,975,953     |  |
| 6 飯塚市             | 10,512,727,800 | 5,244,850,579 | 5,267,877,221 | 236,574,008   | 5,031,303,213   |  |
| 7 田川市             | 897,838,000    | 498,666,698   | 399,171,302   | 53,908,910    | 345,262,392     |  |
| 8 柳川市             | 727,233,204    | 377,127,746   | 350,105,458   | 82,374,280    | 267,731,178     |  |
| 9 八女市             | 1,488,312,000  | 749,396,098   | 738,915,902   | 68,941,037    | 669,974,865     |  |
| 10 筑後市            | 414,114,000    | 206,418,496   | 207,695,504   | 91,750,335    | 115,945,169     |  |
| 11 大川市            | 1,738,485,600  | 859,577,494   | 878,908,106   | 39,598,027    | 839,310,079     |  |
| 12 行橋市            | 344,790,500    | 170,773,805   | 174,016,695   | 140,759,471   | 33,257,224      |  |
| 13 豊前市            | 367,792,000    | 178,705,029   | 189,086,971   | 28,869,797    | 160,217,174     |  |
| 14 中間市            | 404,121,000    | 201,704,853   | 202,416,147   | 46,976,466    | 155,439,681     |  |
| 15 小郡市            | 525,834,000    | 262,850,210   | 262,983,790   | 157,711,403   | 105,272,387     |  |
| 16 筑紫野市           | 513,895,472    | 251,640,852   | 262,254,620   | 315,498,203   | △ 53,243,583    |  |
| 17 春日市            | 330,244,000    | 163,726,737   | 166,517,263   | 382,909,864   | △ 216,392,601   |  |
| 18 大野城市           | 2,022,805,000  | 1,155,947,228 | 866,857,772   | 363,312,151   | 503,545,621     |  |
| 19 宗像市            | 1,393,177,299  | 689,936,500   | 703,240,799   | 244,177,394   | 459,063,405     |  |
| 20 太宰府市           | 1,810,882,500  | 958,126,977   | 852,755,523   | 195,645,621   | 657,109,902     |  |
| 21 古賀市            | 1,190,383,187  | 593,849,546   | 596,533,641   | 148,363,138   | 448,170,503     |  |
| 22 福津市            | 522,660,000    | 323,709,045   | 198,950,955   | 197,565,138   | 1,385,817       |  |
| 23 うきは市           | 444,648,790    | 262,466,399   | 182,182,391   | 26,838,085    | 155,344,306     |  |
| 24 宮若市            | 319,917,110    | 145,685,546   | 174,231,564   | 30,445,271    | 143,786,293     |  |
| 25 嘉麻市            | 507,860,000    | 256,600,028   | 251,259,972   | 28,650,294    | 222,609,678     |  |
| 26 朝倉市            | 2,417,736,630  | 1,207,813,434 | 1,209,923,196 | 59,894,863    | 1,150,028,333   |  |
| 27 みやま市           | 154,317,000    | 77,083,209    | 77,233,791    | 38,805,329    | 38,428,462      |  |
| 28 糸島市            | 2,494,539,000  | 1,246,954,607 | 1,247,584,393 | 225,018,424   | 1,022,565,969   |  |
| 29 那珂川市           | 503,558,000    | 248,811,323   | 254,746,677   | 117,821,479   | 136,925,198     |  |
| 30 宇美町            | 359,613,800    | 176,824,284   | 182,789,516   | 57,120,196    | 125,669,320     |  |
| 31 篠栗町            | 150,829,650    | 75,242,128    | 75,587,522    | 66,273,663    | 9,313,859       |  |
| 32 志免町            | 346,404,000    | 172,139,157   | 174,264,843   | 120,485,758   | 53,779,085      |  |
| 33 須恵町            | 531,672,500    | 258,386,070   | 273,286,430   | 49,920,401    | 223,366,029     |  |
| 34 新宮町            | 4,879,795,868  | 2,431,327,002 | 2,448,468,866 | 137,748,675   | 2,310,720,191   |  |
| 35 久山町            | 652,429,000    | 286,196,901   | 366,232,099   | 22,619,621    | 343,612,478     |  |
| 36 粕屋町            | 1,121,899,000  | 538,243,626   | 583,655,374   | 146,817,897   | 436,837,477     |  |
| 37 芦屋町            | 44,359,500     | 21,856,254    | 22,503,246    | 19,769,263    | 2,733,983       |  |
| 38 水巻町            | 95,148,000     | 47,153,606    | 47,994,394    | 37,135,628    | 10,858,766      |  |
| 39 岡垣町            | 396,336,000    | 178,639,665   | 217,696,335   | 61,353,444    | 156,342,891     |  |
| 40 遠賀町            | 679,827,200    | 338,563,266   | 341,263,934   | 30,590,585    | 310,673,349     |  |
| 41 小竹町            | 439,656,062    | 209,449,038   | 230,207,024   | 9,258,588     | 220,948,436     |  |
| 42 鞍手町            | 720,781,600    | 376,388,376   | 344,393,224   | 15,730,650    | 328,662,574     |  |
| 43 桂川町            | 53,650,888     | 26,731,583    | 26,919,305    | 16,329,027    | 10,590,278      |  |
| 44 筑前町            | 150,525,000    | 78,060,898    | 72,464,102    | 41,909,500    | 30,554,602      |  |
| 45 東峰村            | 323,605,000    | 195,257,339   | 128,347,661   | 1,134,685     | 127,212,976     |  |
| 46 大刀洗町           | 1,168,577,711  | 557,097,313   | 611,480,398   | 20,491,208    | 590,989,190     |  |
| 47 大木町            | 751,725,200    | 392,867,332   | 358,857,868   | 20,077,421    | 338,780,447     |  |
| 48 広川町            | 93,158,000     | 52,950,737    | 40,207,263    | 26,153,885    | 14,053,378      |  |
| 49 香春町            | 179,027,000    | 89,420,294    | 89,606,706    | 8,415,245     | 81,191,461      |  |
| 50 添田町            | 78,233,000     | 41,563,097    | 36,669,903    | 4,564,382     | 32,105,521      |  |
| 51 糸田町            | 39,753,000     | 22,942,097    | 16,810,903    | 7,112,091     | 9,698,812       |  |
| 52 川崎町            | 751,681,697    | 437,780,251   | 313,901,446   | 10,069,882    | 303,831,564     |  |
| 53 大任町            | 79,384,000     | 40,118,146    | 39,265,854    | 2,818,598     | 36,447,256      |  |
| 54 赤村             | 1,532,356,000  | 706,812,023   | 825,543,977   | 1,702,631     | 823,841,346     |  |
| 55 福智町            | 5,583,412,947  | 2,955,574,574 | 2,627,838,373 | 16,971,375    | 2,610,866,998   |  |
| 56 苅田町            | 98,294,000     | 48,112,439    | 50,181,561    | 72,314,116    | △ 22,132,555    |  |
| 57 みやこ町           | 57,748,750     | 31,208,019    | 26,540,731    | 17,945,995    | 8,594,736       |  |
| 58 吉富町            | 40,742,500     | 18,346,287    | 22,396,213    | 9,976,724     | 12,419,489      |  |
| 59 上毛町            | 346,989,500    | 172,333,346   | 174,656,154   | 6,684,199     | 167,971,955     |  |
| 60 築上町            | 212,072,000    | 101,230,859   | 110,841,141   | 19,485,517    | 91,355,624      |  |

※「寄附金額」「募集等の費用」「市町村民税控除額」は総務省『令和6年度ふるさと納税に関する 現況調査』の数値

### 3 ふるさと納税に係る事務

#### (1) ふるさと納税事務の委託

令和5年度におけるふるさと納税事務については、6事業者と随意契約により委託契約を締結し、ポータルサイトへの情報掲載、寄附の受付・収納、お礼品の受付、返礼品の発送指示、ワンストップ特例申請に基づく手続き、返礼品業者への支払い代行、町ホームページの作成等の業務を委託している。

|               |                                         |
|---------------|-----------------------------------------|
| 情報掲載したポータルサイト | さとふる、ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税<br>ふるなび、九州ふるさと納税 |
|---------------|-----------------------------------------|

#### (2) 返礼品について

ふるさと納税寄附者に返礼品を送付しており、令和6年度の返礼品支出額は25,701,877円で申込みの多い返礼品は「ムーニーマン（おむつ）」、「お菓子」、「明太子」等となっている。

また返礼品は地場産品に限るとされており、商品の選定・開拓などの事務は、担当者がふるさと納税返礼品として出品を希望する事業者から話を聞いたり、業務委託した事業者との間で月1回のミーティング等を実施しているとのことであった。

### 4 監査の意見

町へのふるさと納税寄附金は増加傾向にあるものの、他市町村へのふるさと納税寄附金もまた増加傾向であり、収支においてはマイナスの状況が続いている。つまり住民サービスに使うべき貴重な財源が流出している状況であり、取組の改善が強く望まれる。また町は不交付団体であり、ふるさと納税による町民税の減収に対する交付税の補填措置は受けられず、他市町村よりも制度的に厳しい状況にあると言え、より一層ふるさと納税事務に力を入れるべき必要性があるものと考えます。

今回の監査では、ふるさと納税に係る事務は概ね良好に行われていることが認められたが、改善すべき点も見られたので検討していただきたい。

#### ① 魅力的な返礼品の開拓

近年の物価高騰による節約志向によって日常品である返礼品の人気の高まっており、本町が提供している返礼品の中でも「おむつ」等の日常品への申込がさらに増えることが予想され、収支の改善が続くものと思われる。しかし本町には魅力的な海産物や農産品も存在することから、粘り強く生産者等への商品提供の協力をお願いしていただきたい。さらには、町内には貴重な歴史・伝統などの観光資源もあり、それらを活用した返礼品の開発や町内でしか体験できない体験型の返礼品なども知恵を絞って開発に努めていただきたい。

#### ② 地域の活性化

今後のふるさと納税事務においては、まずはマイナスとなっている収支をプラスとなるよう鋭意努力していただくとともに、ふるさと納税制度を通じて地場産品のPRや地域産業の振興、地域の魅力の創造など、地域の活性化という視点でも取組に努めていただきたい。

#### ③ 取組体制の検討

ふるさと納税に対する取組においては、農政担当や観光担当、歴史・文化担当などを巻き込んだ体制の強化についても検討していただきたい。

## 第2-2 地域集会所新築補助金及び改修等補助金交付に係る事務

### 1 地域集会所新築補助金及び改修等補助金制度の概要

当該補助制度は、苅田町地域集会所新築補助金交付要綱及び苅田町地域集会所改修等補助金交付要綱に定められており、行政区に補助金を交付することにより、住民の行う自主的コミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図ることなどを目的としている。

なお、補助対象事業等及び補助金の額は次のとおりとなっている。

#### ① 地域集会所新築補助金（要綱より抜粋）

|         |                                                                                                                                                                                                             |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助対象事業等 | <p>(1) 補助対象事業は、集会所の新築に関する事業とする。ただし、複数年度にまたがった事業は、補助対象外とする。</p> <p>(2) 補助対象経費は、集会所の新築に要する経費とし、土地の取得、既存施設購入、既存施設の撤去・処理、外構に要する経費は対象外とする。</p> <p>(3) 補助対象事業に対し、補償金又は他の補助金等の収入金があるときは、当該収入金を控除した額を補助対象経費とする。</p> |
| 補助金の額   | <p>補助金の額は、予算の範囲内で補助対象経費の3分の2以内（その額に10万円未満の端数が生じたときはその端数金額を切り捨てる。）とする。ただし、1事業につき2千万円を上限とする。</p>                                                                                                              |

#### ② 地域集会所改修等補助金（要綱より抜粋）

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助対象事業等 | <p>(1) 補助対象事業は、集会所の増築、改築又は修繕に係る建築工事及び附帯工事に関する事業とする。</p> <p>(2) 補助対象経費は、次のとおりとする。ただし、補助対象となる工事に対し、補償金又は他の補助金等の収入金があるときは、次に掲げる経費から当該収入金を控除した額を補助対象経費とする。</p> <p>ア 増築又は改築の工事に要する経費のうち次に掲げるもの</p> <p>（ア） 本体工事（基礎、く体、屋根、造作及び仕上部分に関すること）に要する経費</p> <p>（イ）（ア）の本体工事に付帯する工事（電気、ガス、給排水、冷暖房等に関する工事で、備品に要する経費を除くもの。）に要する経費</p> <p>イ 修繕に要する経費で50万円以上のもの</p> |
| 補助金の額   | <p>補助金の額は、予算の範囲内で補助対象経費の2分の1以内（その額に1万円未満の端数が生じたときはその端数金額を切り捨てる。）とする。ただし、補助金の限度額は、1事業につき次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 補助対象事業等(2)アに規定する増築又は改築工事に対する補助金 800万円</p> <p>(2) 補助対象事業等(2)イに規定する修繕に対する補助金 300万円</p>                                                                                                                                            |

## 2 地域集会所新築補助金及び改修等補助金の交付状況

平成 31 年から令和 5 年までの補助金交付状況は、新築補助金交付が 4 件で交付額合計が 70,100,000 円、改修等補助金交付が 8 件で交付額合計が 15,790,000 円となっている。

## 3 監査の意見

担当課から提出された資料の審査及びヒアリングの結果、補助金申請から交付に至る事務は、交付要綱に基づき概ね適正に行われていた。しかしながら改善すべき点もみられたことから次の項目について検討していただきたい。

### ① 地域集会所の耐震化等への助言

平成 31 年度から令和 5 年度の新築補助交付件数は 4 件、改修等補助件数は 8 件であり令和 3 年度を除いて改修等補助金は毎年交付が行われている。また町内には老朽化している地域集会所も見受けられる。町は地域集会所を区民が行う自主的コミュニティ活動の拠点と位置付けており、担当課においては行政区と連携し、地域集会所の老朽化の現状把握並びに耐震化及び長寿命化のアドバイス等を積極的に行う必要があると考える。

### ② 申請時の見積書の精査等

新築補助にあたっては、行政区間で対象経費に対する建物面積 1 m<sup>2</sup>当たり単価にばらつきが見られたが、担当課においてその点についての確認は行われていなかった。対象経費が適正な価格に基づいて算出されているかを確認するため、申請時の見積書等の精査及び申請手続きの方法について必要な検討を行い、補助金を経済的かつ効率的に交付するよう努められたい。